

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 畜産物の価格安定に関する法律の一部改正（第一条関係）

一 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、独立行政法人農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付する規定の整備を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正（第二条関係）

一 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の追加

独立行政法人農畜産業振興機構の業務について、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うことを追加すること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等（附則関係）

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。